

令和5年3月1日から

一部の広告物の許可期間を延長できるようになりました。

本市では、屋外広告物（以下、広告物）による公衆への危害防止を図るため、令和4年度から、富山市屋外広告物条例施行規則（以下、規則）で許可期間を「3年以内」と規定している広告物の管理者及び点検者を有資格者とするよう規制を強化したところです。

このたび、この規制強化を活かして許可手続きの円滑化を図るため、規則で許可期間を「1年以内」と規定している広告物の管理者及び点検者を有資格者とした場合、広告主の判断により、許可期間を「3年以内」にすることができる緩和規定を設けました。

また、条件が合えば、今まで1年更新と3年更新で分かれていた申請を一本化することもできます。詳しくはお問い合わせください。

この規定は令和5年3月1日より適用されます。

改正内容

**規則で許可期間を「1年以内」と規定している広告物（①）について、
広告物の管理者及び点検者を有資格者（②）とする場合には、
許可期間を「3年以内」とすることができる。**

①規則で許可期間を「1年以内」と規定している広告物

掲出装置を利用して表示される懸垂幕、置看板、車体利用広告、
電柱広告※、消火栓標識利用広告※ ※道路占用の許可期間に準じる。

②有資格者の範囲

屋外広告士、点検技能講習修了者、屋外広告業登録業者、
屋外広告物講習会修了者、建築士、電気工事士、電気主任技術士、
職業訓練指導員等（帆布製品、広告美術）